

大乘戒勅許と最澄の最期の疑義

——『叡山大師伝』を中心に——

張 堂 興 昭

序 最澄伝の第一級史料たる一乗忠撰『叡山大師伝』（以下、『大師伝』と略す）によれば、最澄はその晩年、大乘戒独立を幾度も奏請するが、僧綱の猛反対に遭い、ついにその勅許を聞くことなく弘仁十三（八二二）年六月四日入滅する。とき

に藤原冬嗣、良岑安世、藤原三守、伴（大伴）国通からなる最澄の外護者（四賢臣という）は、最澄の上奏文を再奏上し、同六月十一日に大乘戒独立の勅許が下されたところである。これは今日までおよそ千二百年間、揺るがし難い定説として踏襲されてきた。ところが近年、佐伯「一九九二」⁽¹⁾によって、

『類聚国史』巻第一百七十九、仏道部六、諸宗、弘仁十三年六月壬戌（三日）条に、「……天台法花宗年分度者二人。於_二比叡山_一。毎_レ年春三月。先帝国忌日。依_二法華經制_一。令_二得度受戒_一。……許_レ之」とみえ、……「許_レ之」とあるのは、最澄が入滅する六月四日の前日に嵯峨天皇の勅許のあったことを意味するものであって、最澄は、死の床で、「依_二法華經制_一。令_二得度受戒_一」ということに対する勅許のあったことを聞いたことになる。

と、『類聚国史』の史料上の信頼度に鑑みた衝撃的学説が提示された。また佐伯「一九九八」では、官符発給と同日の勅許は手続上あり得ないことを究明している。

しかるに張堂「二〇一八」は佐伯説が顧みられない現状を憂慮し、新たに「六月三日大戒勅許」の史実を裏付ける次の二点を見出した。一つは、三千院本『慈覺大師傳』（『統天全史伝』⁽²⁾所収）が、最澄の大戒独立周辺の事蹟について「勅命纔下、大師帰寂。」と記している点。いま一つは、光定が『伝述一心戒文』（以下、『一心戒文』と略す）にて、「彼時、師云。為_レ我勿_レ作_レ仏、為_レ我勿_レ写_レ經、述_二我之志_一。者、臨終之時、深欲_レ伝_二一乗戒_一。……美作介藤原常永大夫、寄_二遺言事_一、達_二弘仁天皇_一。」⁽³⁾と、最澄が右波線部の遺命を発した段階で『大師伝』がいう四賢臣ではなく、藤原常永（生年不詳、八六七）に大戒勅許の再再の具申上達を託したところ、何と嵯峨天皇が勅許を下したと明記している点である。

ここに筆者は六月三日勅許の様相を新たに知り得ると共

に、『大師伝』と『一心戒文』という最澄伝の双璧が、大戒勅許をめぐって齟齬をきたしていることを知ったのであり、これまでの定説に対する疑義と考証の余地を見たのである。

一 では、『大師伝』の当該箇所について検討してみよう。

(A) 弘仁十三年歲次壬寅六月四日辰時、於_二比叡山中道院、右脅面入_二寂滅_一。春秋五十六也。……時、右大臣從_二位藤原朝臣、中納言從_二三位良峰朝臣、權中納言從_二三位藤原朝臣、右中弁從_二五位上太伴宿弥、共尋_二先帝・先皇高蹤、同知_二後生・後代伝燈_一。不_レ捨_二先師本願_一、以_二山修山学表_一、謹奏_二聖朝_一。……六月十一日、允許如_レ左。……即_二官符文云_一。檢伝灯法師位最澄奏狀稱。夫如来制戒、隨機不_レ同。衆生發心、大小亦別。……請、前件度者、比叡山毎年春三月、先帝国忌日。依_二法花經制_一、令_二得度受戒_一、一十二年、不_レ聽_二出_レ山、四種三昧令_レ得_二修練_一。……謹副_二別式_一、謹以上奏。者、被_二右大臣宣_一稱。奉_レ勅、宜依_二奏狀_一。者、省宜承知、依_レ宣行_レ之。符到奉行。……十四年二月二十六日、於_二比叡山寺_一、……勅賜_レ寺、宜_下改_二本名_一、号_中延曆寺_上。并_レ(B)二十七日、太政官牒送_二延曆寺_一云。……今案_二式意_一、應_レ試_レ業者、先申_二別当_一、聽_レ彼処分、試業既訖、亦申_二別当_一。別当執奏、仍国忌日、便令_二得度_一、不_レ可_二更經_二治部・僧綱_一、其_レ應_二試義條_一、一依_下太政官_上、去延曆二十五年正月二十六日、下_二治部省符旨_一、於_二彼寺一試、得度已畢、別当申_レ官、勘_レ籍、并与_二度縁_一、然後、下_二知治部省_一。自_レ今以後、立_二為_二恒例_一、牒到、準_レ狀。故牒。

(『伝全』五附・四一、四二頁)

まず傍線部(A)こそ、「六月四日遷化」→「十一日勅許」なる定説の出処であり、特に「六月十一日、允許如_レ左」として、「太政官符」を引くが、すでに最澄の『上願戒論表』に、

謹以_二(C)弘仁十一載歲次庚子、為_レ伝_二円戒_一、造_二顯戒論三卷・仏法血脈一卷_一、謹進_二陛下_一。……若允_二許進表_一、請降_二墨勅_一。……

(『伝全』一、二六一頁)

と、「勅許」と「允許」を同義とする用例があり、これが「官符」をして「勅許」と誤解される一斑となつたのだろう。

さて、問題は傍線部(B)の弘仁十四年二月二十七日付「太政官牒」の「不_レ可_二更經_二治部・僧綱_一」という内容について、四賢臣の一人で延暦寺俗別当であつた伴(大伴)国道が、天長二(八二五)年八月に国道自身と天台宗との深い因縁を披歴した書簡を義真と円澄に宛ててゐるのであり、

弟子国道、謹呈_二書於叡山延暦寺、大徳内供奉義真、円澄両公房下_一……天台教者、我祖与_二鑑真和上_一之所_二将来_一也。……後至_二延暦年中_一、比叡禪師、纔見_二義超_一諸宗。……弘仁十一年庚子、請_二天台年度二人_一、不_レ經_二治部・僧綱_一、割分天台年分二人、於_二比叡寺_一、得度受戒_上。天判未_レ了、禪師已沒。弟子夙縁有_レ感、得_レ遇_二良人_一。忝承_二遺訓_一、思_レ修_二其志_一。乃諮_二左大臣良相_一、中納言、樞中納言。此公等、与_二禪師_一、情同_二山水_一、契類_二金石_一。遂則奏_二其事_一、其事畢。

(『天台電標』二二一、(新版)『仏全』四一、二五六頁)

傍線部（D）の「弘仁十一年庚子」とは、先に引文した「上顕戒論表」の傍線部（C）、つまり最澄が『顕戒論』を嵯峨天皇に進呈した段階のことで、まさにその撰述意図とは、天台宗の年分度者は「治部省」や「僧綱」を経由せずに、比叡山において得度受戒させることの勅許を請うものであった。

ただし佐伯説と筆者の新知見を総合すれば、藤原常永の尽力により弘仁十三年六月三日に「天台法花宗年分度者二人、於比叡山、……依法華經制、令得度受戒」の勅許は下っている。すると『類聚国史』六月三日条の記事には見られない「不_レ經_二治部・僧綱_一」という点のみが、なお「天判未_レ了」であったが、最澄が示寂してしまったので、国道は波線部の通り、他の三賢臣と共に最澄の志を思い、遂に「奏_二其事_一」し、その事を畢えたと述懐している可能性がある。

この具体的な考証は後述するが、まず右の「不_レ經_二治部・僧綱_一」をめぐるのは、先の傍線部（B）の通り最澄示寂翌年の弘仁十四年二月二十七日付「太政官牒」によって既に法制をみている。しかしそれはその書式からして勅施行のものではなく、延暦寺別当が未度者への試業および得度そのものを監督することへの太政官合議での許可と推測され、已度者の勘籍ならびに度牒発行に関しては、別当から従来通り玄蕃寮にその旨を申告させ、最終的に「下_二知治部省_一」せよ、というのである。これはこの時点で天台宗が玄蕃寮や治

部省の支配を完全に脱し切れていなかった証左であらうし、『一心戒文』にはおそらくこのことが原因で、

弘仁十四年三月十七日、国忌日、両箇之人、得度已畢。此勘籍甚難。……仁忠師云、玄蕃寮二度者勘_レ籍也。法師光定云、顯戒論云、天台宗二度者、不_レ預_二僧綱_一、不_レ屬_二僧統_一。者、何況玄蕃寮。不_レ知_二勘籍之由_一。（伝全 一、五六八―五六九頁）

と、延暦寺上座の仁忠においてすら大戒独立後も得度者の勘籍は依然として玄蕃寮に委ねるべきと主張する始末であった。対して光定は「不_レ經_二治部・僧綱_一」を訴えている『顕戒論⁴』を引き合いに仁忠に反駁し、続けて、

法師光定、白_二故伴參議_一。……延暦寺別当、在_二太政官左中弁_一、召_二於民部省之允録二人_一、欲_レ勸_二天台宗度者籍_一。者、必成_二彼事_一、令_レ聞已畢。伴左中弁、聞而以後、課_二於民部省_一。則彼省云、下_二官符_一而可_レ成_二勘籍_一矣。延暦寺別当……藤原朝臣三守、……大伴宿祢国道、二別當、達_二殿上_一而勘籍官符、下_二於民部省_一。自_レ爾以後、宗二度者、勘籍之日、不_レ往_二官所_一、在_二於山裏_一、得_二於度祿_一。……先師之功。成_二於滅後_一。弟子之志、送_二於師所_一。

（伝全 一・五六八―五七〇）

と、国道に民部省による天台宗得度者の勘籍を求め、同省も国道の諮問に対し、官符が下れば勘籍は可能と回答した。そこで藤原三守と国道は、傍線部の通り「達_二殿上_一」して民

部省宛てに得度者の勘籍を命じる官符を発給せしめた。これこそ国道がいう「奏_三其事_二」なのであり、すでに『一心戒文』は藤原常永の奏申によって大戒が勅許されたと明記しているのだから、国道が「天判未_レ了」としたのは、まさに「不_レ經_三治部・僧綱_二」に関する部分であつたことがいよいよ浮き彫りとなってくる。傍線部の続きには、この勅施行の官符によつて天台宗の年分度者は、勘籍や度牒発行の際に官所、すなわち玄蕃寮や治部省に出向く必要がなくなり、すべてを比叡山内で処理出来るようになったと伝えている。

なお、『一心戒文』はこの官符発給に三守と国道だけが動いたかのように記すが、これは叡山に留まっている光定の主観であり、朝廷の中枢では志を同じくする藤原冬嗣と良岑安世も官符発給に関与していたことは、先に引文した国道の書簡の傍線部から明らかであろう。引文では省略したが、『一心戒文』は、「不_レ經_三治部・僧綱_二」という制度の完全な確立が最澄の滅後となつたものの、その「志」は、弟子の志でもあり、国道に官符を作さしめたことが繰り返し強調されるのであり、国道の「遂則奏_三其事_二、其事畢_一」なる述懐は、『一心戒文』によつて完全に裏付けられるのである。

二 右の検証により、『大師伝』の「最澄滅後に四賢臣が大戒勅許を奏した」とする記述は、訛伝であることが証明され

た。では、如何なる経緯でこの訛伝は生じたのか。

このことを考究する上で見逃せないのは、国道の書簡の宛先である円澄が、承和三年（八三六）に制した『延暦寺建立縁起』（以下『建立縁起』と略す）である。

（E）根本大師 諱最澄、俗姓三津首。近江国志賀郡人也。先祖後漢孝献帝之苗裔。登万貴王也。輕島明宮御宇天皇之世。遠慕_三聖明_一。歸_三于仁化_一。仍賜_三滋賀地_一。自_レ此改_三姓_二。賜_三三津首_一也。去延暦四年七月中旬、登_三陟叡峯_一。……同七年、奉_三為桓武天皇_一、創_三建根本一乘止観院_一。……同廿年正月廿六日、下_レ勅、給_三每年試度_一。……弘仁二年七月、建_三立法華三昧院_一。……其後、（F）同十年三月、大師、奏_三請立天台戒壇院_一、伝中菩薩大戒_上。而、天判未_レ下、大師遷化。弘仁十三年六月四日、是皆也。爰……（G）參議右大弁国通、為_三寺家別当_一、尋_三宿昔良縁_一、奏請_三遂大師本願_一。同十三年六月十一日、即賜_下前件二人年分、於_三比叡山_一、得度受戒、即十二年不_レ聽_三出_レ山_一、四種三昧令_レ得_三修練_一之詔_上。……天長二年、依_三太上天皇_一勅、并当代詔勅、……造_三立戒壇院_一。

この傍線部（F）に太字で示した部分は、国道の「天判未_レ了、禪師已没」を踏まえた語句であるが、円澄は弘仁十年三月に最澄が上奏した『四条式』を前提としていて、それは「戒壇院を建立し菩薩大戒を伝える」ことの奏請であつたといふ。しかし「天判未_レ下」のまま「大師遷化」となつたため、傍線部（G）にあるように、国道は「宿昔良縁」たる他の三賢臣を尋ね、先ずは大戒勅許の奏上に動き、弘仁十三年

六月十一日にその「詔」（勅許）を得たとしている。そしてこの「太上天皇^{嵯峨}先勅」と、天長二年の淳和天皇による「当代詔勅」によって戒壇院が造立されたというのである。

ここに看過できぬ問題がある。そもそも最澄が「大乘」戒壇の建立の勅許を求めたなどという事実は、その生涯において一度も無い。百歩譲って最澄には大乘勅許を得たのち、副次的な構想として戒壇院を建立しようとしていた口吻は認められるが、あくまでもそれは大乘の独立を達成した後の展望に過ぎなかつた。⁽⁶⁾ ゆえに当然ながら戒壇建立の勅許など下されるはずもないのであり、史実の転訛甚だしきものがある。事実、戒壇院は最澄滅後数年後に奏上され建立をみた。

ここで蘭田「一九五九」の、「縁起」とは、いわば寺院の自己表現の手段である」との指摘と、これを受けた藤井「二〇一五」が、この時代の縁起文について、

自身の立場を正当化するため、象徴的な題材を創作・潤色し、国に向けてアピールしようとした結果、独自の記載が盛り込まれることになったという状況もまた、十分に想定できる（傍線は筆者）⁽⁷⁾

と指摘していることは、この問題を考える上で大いに参考となる。『建立縁起』は「代々の天皇・皇后の御願により建立された寺院」に対し国家がその制作を求めたのであり、なるほど叡山の主要伽藍が、いかに天皇との関わりのなかにおい

て建立されてきたのか、略縁起⁽⁸⁾の性格上じつに簡明に記されている。ことに当時天台座主であった円澄の眼前には、既に大乘戒壇院がその威容を誇っていたのであり、端的な縁起文でこれを権威付けるためには、細かい経緯は差し置き、最澄が嵯峨天皇の御代から大乘戒壇建立の勅裁を請うたと、いわば最澄、嵯峨天皇、淳和天皇の三者の功績に帰すことで、その目的を果たそうとした可能性が考えられるのである。

小結 六月三日の大乘勅許はまさに奇跡であり、比叡山の者ならば誰しもが知っていたであろう。それだけに叡山に居る一乗忠がこれを等閑に付すなどあり得るのだろうか。しかるに『建立縁起』の波線部（E）が『大師伝』の冒頭部分と全く同である事実は、この訛伝の経緯を考える上で見逃せない⁽⁹⁾。すなわち『建立縁起』が延暦寺の公式見解とされた以上、宗内の文献がこれに辻褄を合わせるのは考えられるのである。現行『大師伝』⁽¹⁰⁾は、その原本が『建立縁起』成立後に増広改変した可能性、あるいは一乗忠を真忠（生没年不詳）とみる学説が有力である現在、真忠の没年が仮に承和三年以降であるならば、国道「書簡」→円澄『建立縁起』→一乗忠『大師伝』という成立も考えられる。

ともあれ本稿は、六月三日の大乘勅許が定着しない最大の足枷であり、千二百年来悲劇性を伴い定説化してきた、「最

澄滅後の大戒勅許」の典拠たる『大師伝』の記述が、およそ史実から乖離したところの訛伝であることを、国道の書簡を解読し論証した。

よって今後、六月三日大戒勅許説は大きく前進することが期待され、同時にそれは従来悲劇的語彙で描写されてきた最澄の最期が、根底から覆されることを意味するのである。

- 1 佐伯「一九九二」五二七—五二八頁。
- 2 『統天全』史伝2、四五頁。ちなみに「纔」は「ようやく」「やっと」の意。
- 3 『伝全』一、五七六頁。
- 4 『顕戒論』の当該箇所は「開下示天竺不立三記籍一亦無三僧統一明扼上、五十二」(『伝全』一、一七九—一八〇頁)を参照。
- 5 蘭田「一九五九」では、当該『建立縁起』を円澄真撰として論証している。また、本稿に引文した『建立縁起』は、富樫「二〇一五」にて発表された校合テキスト本文に筆者が私に返り点と句読点を付したものである。
- 6 高佐「一九八九」参照。
- 7 藤井「二〇一五」六六頁。
- 8 蘭田「一九五九」参照。
- 9 蘭田「一九五九」は『大師伝』↓『建立縁起』の成立順を採るが、おそらく古来伝承されていた『大師伝』の仁忠(天長年間(八二四—八三四)没 撰者説に基づくのであろう。
- 10 佐伯「一九九二」は、『大師伝』の成立を「天長二年四月五日以前とすることはできない」(八〇頁)とするが、国道「書簡」にある最澄示寂を受け四賢臣が動いた、という記述が『大師伝』に影響した可能性は高く、よって天長二年八月以前の成立も難し

くなると思われる。

〈参考文献〉

- 佐伯有清『伝教大師伝の研究』吉川弘文館、一九九二
- 佐伯有清『最澄と空海』吉川弘文館、一九九八
- 張堂興昭「弘仁十三年六月三日の大戒勅許をめぐって」『天台学报』第六〇号、二〇一八
- 富樫進「比叡山造鐘譚に見る嵯峨上皇」小林真由美・北條勝貴・増尾伸一郎編『寺院縁起の古層——注釈と研究——』法蔵館、二〇一五
- 高佐宜長「最澄の大乗戒壇について」『印仏研』第三八巻第一号、一九八九
- 蘭田香融「承和三年の諸寺古縁起について」魚澄先生古稀記念会編『魚澄先生古稀記念 国史学論叢』魚澄先生古稀記念会、一九五九
- 藤井由紀子「寺院縁起文の史料性について」小林真由美・北條勝貴・増尾伸一郎編『寺院縁起の古層——注釈と研究——』法蔵館、二〇一五

〈キーワード〉 最澄、大乗戒、『叡山大師伝』、『延暦寺建立縁起』、

『伝述一心戒文』

(大正大学、東洋大学非常勤講師・博士(仏教学))